

○鈴木（浩）委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は、議第63号「焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の1件である。

議案の審査に入る。

議第63号「焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 先般、協議会のほうでも若干御説明いただいたものですから、わかりやすかったんですけども、単純に質問させてもらって、今度1年を超えるという、国際的なという言葉が入っているんですが、この1万6,000円というのは何か根拠があるのか。失礼。16万円というのは根拠があるのかということと、それと、今まで12万円だったものが、要するに1年を超えるものについては金額が上がるんだよという解釈でいいのかというのを。

この間、焼津市じゃ、そんな該当するものはないでしょうという話だったんですが、ちょうどオリンピックが絡むと、モンゴルの人たちが来る。そういうのに該当して、何か想定されるものがあるのか、それ以外でもう想定されるものがあるのかというところを聞かせていただければなと思います。

○鈴木建築指導課長 まず、手数料の金額の根拠でございますが、こちらにつきましては、人件費等と審査時間から算定しておりまして、県内の所管行政庁で統一的な金額となるように調整しております。

それから、あと、16万円、今までの12万円とは、ちょっと金額が高くなっていることですが、今回の新たな許可申請につきましては、これまでは建築審査会の同意が不要でございましたが、1年を超える特別な建築物の場合は、建築審査会の同意が必要ということで、新たな事務が発生するというので、金額が今までよりも高くなります。

それから、東京オリンピック・パラリンピックに絡みまして、焼津市内に何か関連するような建築物が想定されるかということでございますが、こちらにつきましては、仮設の興行場、いわゆる競技会場ですとか、競技会の観覧場ですとか、そういったものが許可の対象になりますので、例えばキャンプのために使用するですとか、練習のために使用するというのは対象にはならないのではないかと考えております。

以上でございます。

○渋谷委員 じゃ、私のほうから、同じような話ですけども、もう一つのほうの19番のところですけども、こちらの敷地と道路との関係の建築の認定の申請ということで、これは2万7,000円が新設ということで聞いていますけれども、2万7,000円の根拠はど

ういう根拠なのかということと、それから、敷地と道路との関係の建築の認定の申請というのが新たになっているということは、今までも隣地というか、官民のところのやつはあったと思うんですけど、それ以外に何か不備な点が生じたのかということ。その辺がよくわからないんですけど。

○鈴木建築指導課長 まず、金額の算定の根拠でございますが、こちらにつきましても、人件費と審査時間等から算定をしております。先ほどと同様に、県内の所管行政庁と調整をとりまして、統一的な金額となるようにしております。

それから、2万7,000円でございますが、今までは許可申請という形で3万3,000円を徴収しておりました。今回、認定制度というものは、建築物を建築する際に、建築基準法で敷地が建築基準法上の道路に2メートル以上接していなければならないという決まりがございます。これに接していない場合、例えば、市道認定されていないような港湾道路、もう既に道路の形態があって、幅員が広いような道路に接道しているんですけど、それは建築基準法上の道路にはならないような、こういった場合に、これまでは許可申請をして、建築審査会の同意が必要で、手続きがちょっと複雑ございました。こういったもうあらかじめ決められた基準に適合していれば、審査会の同意が不要になるような、手続きの合理化というか、これを進めるために新たに設けられたのが、今回の認定制度でございます。

したがって、こちらは先ほどと逆で、建築審査会不要ということで、これまで3万3,000円だったものを2万7,000円という形で、金額を安く設定してございます。

以上でございます。

○渋谷委員 そうすると、3万3,000円がそのまま残っているものは今までと同じようなあれで、そういう形態をなしてなくて、これから開発するものは3万3,000円と。

その道路がちゃんとできていてという、そういうものに関しては、その許可を2万7,000円で申請ができると、こういうことですか。いいんですか。

○鈴木建築指導課長 今回の認定制度というものは、これまで許可の中で、ある程度実績というか、件数が多いようなものを整理して、その中で許可が不要ではないかというものについて認定申請という形の合理化を図るということでございます。

具体的に、じゃ、どういうものが認定申請になるかということにつきましては、まだ建築基準法の施行令案が示されていないものですから、はっきりとこれがそうだということは、言外には言えないわけですが、法律の中で、先ほども申したとおり、港湾道路とか農道みたいな、もう既に道路の形態をなしているような、幅員4メートル以上あるような、基準法上の道ではないようなものに接道する場合には認定申請ですということはわかってございますので、現在のところは、それについては、この条例で対応できると考えております。

以上でございます。

○杉崎委員 さっきの質問に戻っちゃって申しわけないです。

新しくつくるときには、16万円規定に、1年超使えるよと扱う、該当した場合ですけどね。そうじゃなくて、いや、これ、半年で壊すんだよという話で、もし、そういうものをつくった、だけど、都合上、期間が延びて、1年を超えてしまったというケースが発生した場合にはどうなるのかしら。

○鈴木建築指導課長 現在の仮設の許可につきましては、1年以内という形でやっておりますので、もし延びた場合は、もう一度仮設の許可申請を申請していただくというような形になります。

以上でございます。

○杉崎委員 そうすると、そのときには、当初発生した日が起算日になるわけですね。

そうすると1年超。そうでないと、半年、半年、半年という更新が可能なのかな。どういうふうになるのか、その点、教えてください。

○鈴木建築指導課長 まず最初につくるわけですね。例えば、半年ですという形で申請があつて。また、延長したいよというときは、前回の許可申請が終了したときから、また、例えば、今度は8カ月とか、そういう形の申請がまた出されるという形になると思います。

以上でございます。

○杉崎委員 それじゃ、単純に言うと、その再申請するとき、また12万円かかってくるという解釈ですか。わかりました。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第63号「焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会（9：36）